

令和4年度 世田谷区自立支援協議会本会（第2回）議事録

日 時 令和5年1月27日（金） 19時～21時
開催方法 オンラインおよび集合開催
場 所 東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース
出 席 鈴木敏彦 荻野陽一 山梨武夫 鈴木範夫 中川邦仁丈 等々力寿純
杉山真生子 野口竜一 野々村武志 西村周治 藤田文 川邊循 天野実千代
永嶋千秋 野村武夫 阪田純 霜崎敏一 竹花潔 田村康二郎 遠藤知子
齊藤一郎 桔梗知明 米山ゆき子 八木亮 今井めぐみ 木暮紀子 松本俊一
若林一夫 小池宗和 徳永宣行 笹森紀代 高橋明良 紀伊良彦 片岡学
松浦聖 相馬正信 須藤剛志 向山晴子

(敬称略)

1. 開会挨拶

2. 令和4年度の活動について

- (1) 相談支援ワーキンググループ 資料1
- (2) 自立支援協議会シンポジウム実施報告 資料2
- (3) エリア協議会
- (4) 専門部会

3. 次期せたがやノーマライゼーションプランに向けた一次意見報告 資料3

4. 障害を理由とする差別に関する報告について 資料4-1～3

5. 世田谷区からの報告・協議事項

- (1) 障害者の地域生活支援機能の強化（国における地域生活支援拠点等の整備事業）
モデル実施の状況について 資料5
- (2) 「（仮称）世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討状況について 資料6
- (3) 次期せたがやノーマライゼーションプランの策定に向けた検討状況について

資料7-1～2

6. 令和5年度世田谷区自立支援協議会活動スケジュール案 資料8

7. その他

<配布資料>

【資料1】 令和4年度相談支援ワーキング活動報告書

【資料2】 令和4年度世田谷区自立支援協議会シンポジウム実施報告書

【資料3】 次期せたがやノーマライゼーションプランに向けた世田谷区自立支援協議会一次意見

【資料4-1】 障害者差別相談 件数

【資料4-2】 障害者差別相談 要旨

【資料4-3】障害者差別研修

【資料5】障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施の状況

【資料6】手話言語条例の検討状況について

【資料7-1】次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定に向けた検討状況について

【資料7-2】改正障害者総合支援法 抜粋

【資料8】令和5年度活動スケジュール案

【追加資料1-1】〈世田谷エリア〉2022年度取り組みについて

【追加資料1-2】〈世田谷エリア〉ちやおご案内

【追加資料1-3】〈世田谷エリア〉第1回話す会案内

【追加資料1-4】〈世田谷エリア〉第2回話す会案内

1. 挨拶

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

多くの方がZOOMでのご参加と伺っておりますが、一部会場でのご参加とのことでした。

事務局 薬師丸

委員のご出欠について、征矢委員、大沼委員からご欠席のご連絡をいただいております。

区 障害福祉部 須藤部長

遅い時間に本会に参加くださいますありがとうございます。日頃より障害施策について多くのご意見をいただき感謝申し上げます。昨年、第3回区議会定例会において、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の可決をいただきまして、本年1月より施行されております。この条例に基づいて次の計画を作成しているところです。このような点も含めて忌憚のないご意見をいただければと思います。

2. 令和4年度の活動について

(1) 相談支援WG

資料1をもって報告とさせていただきます。

事務局 薬師丸

令和5年2月8日（水）に開催される指定相談支援事業者全体連絡会で、今年度介護保険移行について検討した結果を報告する。65歳になって今まで通りのヘルパーが支援に入れなくなったり、思いもよらない利用料負担が発生してしまうケースを事例として取り上げ、利用料負担については、5年前の60歳から準備しておかなくてはならない場合があるなどについて説明する。

(2) 自立支援協議会シンポジウム実施報告

資料2をもって報告とさせていただきます。

事務局 薬師丸

当事者登壇者の下野様のケースについて、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行し、日中活動サービスが週5日から週2日になるなどサービスが減り、アパートで一人暮らしする中で困っている様子が報告された。第6回シンポジウム実行委員会が令和5年3月9日（木）に実施される予定となっており、下野様のケース等について振り返りを行う。

(3) エリア協議会

世田谷エリア 徳永会長

追加資料 1-1～1-4 をもって報告とさせていただきます。

北沢エリア 笹森会長

北沢エリアをもっと住みやすい街にしようというテーマで検討している。合理的配慮の理解が地域に広まることでもっと住みやすい街になるのではないかと検討してきた。地域のうえるかむの意思表示として、うえるかもんくんステッカーの配布を行ってきた。北沢エリア協議会のメンバーで合理的配慮について学ぶ機会を持った。

玉川エリア 高橋会長

障害がある方が地域で安心して暮らすためには、どのようなことが必要かについて検討してきた。玉川地域の関係者が集まって障害福祉サービスから介護保険サービス移行に関するケースワークについて検討した。また、令和5年1月24日（火）に綿祐二教授（日本福祉大学）に意思決定支援について講義をいただき、グループワーク等を行った。

砧エリア 紀伊副会長

今年度から3カ年で防災をテーマに取り組んでいる。初年度である今年度は公助をテーマに取り組み、次年度は共助・自助について取り組む予定である。

令和4年10月20日（木）オンラインで砧エリア自立支援協議会本会を実施した。地震と水害を想定したどのような公助があるかというシナリオをつくり発表を行った。

12月には、水害時の避難所を想定している大蔵運動場の見学を行ない、意見交換を行った。

烏山エリア 片岡会長

2020年度（令和2年度）から3カ年で居場所づくりをテーマに取り組んでいる。からのやまっぷと称してグーグルマイマップに烏山エリアの居場所を落とし込んで共有できる取り組みを始めており、スマートフォンやパソコンから居場所がわかるようになっている。来年度からは本格的に施行する方向で進めている。

令和4年10月の烏山エリアの全体会では、みんなで考える地域の居場所というテーマで地域の関係者が集まり、グループワークを行った。当事者の方は参加できなかったが、インタビュー形式で当事者からのご意見もいただき、共有し検討した。

せたがやノーマライゼーションプランへの一次意見を昨年提出し、現在は二次意見に向けて取り組んでいる。

地域共生社会を実現するという取り組みを行っており、障害者、高齢者、子育て家庭などの世代や分野の垣根を超えたつながりをつくる“つなぐ烏山”という協議会があり、連携して何かできないかと模索している。

（4）専門部会

地域移行部会 松浦部会長

昨年9月のあんしんすこやかセンタースキルアップ会議で地域移行についてグループワーク等を通じて学び合う機会を持った。長期入院者の半数以上が65歳以上であり、地域移行するためには、介護保険を学ぶことが重要である。地域移行部会としてもあんしんすこやかセンターの職員と協働し、地域にケアマネージャーの方にも地域移行についてご理解を深めていただけるよう取り組んでいる。

3月9日（木）に『誰でも』地域移行部会が開催される予定となっており、病院の方等をお招きし、地域移行した後の生活をどのように支えているのかという事例を通じて、理解を深めたいということで準備を進めている。

3月14日（火）、15日（水）には、地域移行をテーマとしたテーマ別研修が開催される予定となっている。

昨年、12月23日（金）のシンポジウムでは、地域移行通信49号の配布を行ったり、動画を流したり、展示を行った。

虐待防止・差別解消・権利擁護部会 松本部長

差別解消については、次第4で詳細の報告があるが、区に寄せられた相談の内容、また、専門調査員対応について報告を受けた上で、意見交換を行った。区の職員、区内の事業者、学校教育の現場において、出前講座を行った。次年度以降も部会のネットワークを通じて出前講座・研修に取り組んでいく。

虐待防止・権利擁護については、市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引きが一部改訂されたことを受けて、区の職員用の虐待対応マニュアルの改訂を行った。従前、努力義務とされてきた従業者への研修の実施、虐待防止責任者の設置が令和4年度4月から義務化されたこと、また、虐待防止委員会の設置が義務付けられたことによる改訂となる。

今年度は、試行的に障害者虐待事案の事例検討を行ってきた。時間等の制約があるが、活発な議論をしており、今後、その蓄積を行い、成果が出せるよう取り組んでいきたい。

子ども部会 区 障害福祉部 障害施策推進課 早川係長

鶴見短期大学河合部会長の代理として報告させていただく。子ども部会は、自立支援協議会の承認を経て、令和4年度から部会として活動を開始している。活動回数については、運営会議3回、部会は10月に1回行い、来月2月に第2回子ども部会を開催する予定となっている。

部会構成員は、河合部会長、子どもの虐待防止センター山口先生、相談支援事業者3名、サービス提供事業者2名、基幹相談支援センター1名。区からは、保健福祉課、子ども家庭支援課、教育委員会教育相談支援課の管理職、職員をメンバーとして活動している。今後、話し合い内容に応じて、他の関係機関にも協力を依頼していく予定である。

現在の活動内容は、各関係機関が抱える障害児への課題や問題点を情報共有し、その課題のために子ども部会としてどのような役割を担っていくかということと、各関係機関の連携を強化していくためにはどのようにしていけばいいのかを委員全員で検討している。

2月に開催予定の部会では、現せたがやノーマライゼーションプランにおいて「障害児」についてどのような記載がされているのかを改めて委員全員で確認し、その中で、今後どのような支援が必要なのかを検討していくことと、「発達障害児」の事例を基に、各関係機関のよりよい連携体制をどう築いていくかを検討していく予定である。

鈴木敏彦会長

ここまでのところでご意見、ご質問はないか。

中川委員

シンポジウム実行委員として関わっていたが、シンポジウムから見えてきた課題について話したい。今回、介護保険移行について取り扱う中で、当事者からの話として、介護保険移行して楽しいという方、介護保険は使っていないで、障害福祉サービスも就労のみで、昔よりも今が一番楽しいという方、介護保険に移行して生活が変わってしまって、困っているという方の事例が挙げられた。65歳の壁というテーマで検討したが、課題として準備が上手くいってな

かったというのが見えてきた。実際65歳になって苦勞されている方について、介護保険に移行して終わりではない。65歳になってすべての障害者が高齢者になるわけではない。今までの生活があって日々の積み重ねがあって、主訴が変わっていく中で、相談支援専門員がどうフォローしていくのか、どう体系的に理解し、それを利用者様に説明することによって、しっかり納得理解した上で、制度の移行をしていく。生活に足りない部分は、相談支援専門員がケアマネージャーと共にご本人の生活について一緒に考えていく。そのような体制整備が必要になってくると考えている。このような点が今回のシンポジウムの課題提起と考えている。自立支援協議会、相談支援ワーキングで問題解決に取り組んでいきたい。

また、今回のシンポジウムを通じて、相談支援専門員が介護保険についての理解が進んでいないということが浮き彫りになった。

鈴木会長

補足、今後の方向性についてご説明いただいた。

3. 次期せたがやノーマライゼーションプランに向けた一次意見報告

資料3をもって報告とさせていただきます。

事務局 薬師丸

昨年9月9日に本会委員の皆さまにせたがやノーマライゼーションプランに向けたご意見をお願いしている。二次意見に向けてのご意見があれば、令和5年1月31日までとご案内しているが、延長し、2月20日までに基幹相談支援センターにお寄せいただきたい。

4. 障害を理由とする差別に関する報告について

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

障害者差別相談 件数 資料4-1 参照

12月末までに14件の相談・問い合わせがあった。令和3年度は、年間で21件だった。昨年度と同様か若干少ない件数で推移している。

障害者差別相談 要旨 資料4-2 参照

問合せ4相談要旨 自宅前の道路工事により福祉タクシー等の車いす乗降ができず苦慮している。区の担当課に何か配慮をしてもらえないか聞いたが、道路工事業者と話し合うように言われた、区民が道路工事業者とやりとりするのはストレスである、何とかならないものか。対応要旨 区担当課と相談者が話し合い、道路上において、福祉タクシーへの昇降スペースを確保し、昇降に要する間の交通誘導等を受注者（道路工事業者）が行うことになった。

問合せ10相談要旨 知的障害で、スーパーマーケットの野菜売り場で3年勤務している。就職以来、職場の上司の差別的な暴言や不当な処遇に苦しんできた。住所地の障害者就労・生活支援センター（以下「センター」という。）に相談しているが、きちんと対応してくれない。

対応要旨 相談者と勤務先上司、同僚との人間関係及び労働環境の相談について、これまで関わってきたセンターと相談者との信頼関係がない中で、区調査員が勤務先の対応を確認した。

①残業や昼休みも働き疲れる→昼休みは確保する。残業もなるべくさせない。②職場内の働き方についてチーフに伝える、③勤務表は、相談者の希望を聞いて作成すると聞いているが、確認するとの回答を得た。区調査員とセンターとで連携して対応する中で、相談者の信頼回復に努め、その後、センターへ引き継いだ。

障害者差別研修 資料5をもって報告とさせていただきます

鈴木敏彦会長

委員からの質問、意見はないか。

荻野副会長

件数が減ってきているのはどうかと思う、具体的な事例で気になったのは11番と13番。11番に関しては、床屋からの相談で、顔そり、髭剃り時に不随意運動が出て怖いから、次回からは断っていかという相談である。やむを得ない部分があるのではと感じる。気になったのは、対応要旨にある「蓋然性」という単語は、あきらかにそうなるべくしてなったという意味、結構きつい表現なので使わないほうがいいのではないかと。13番に関しては、バス会社が認めていないと言っているが、なんらかの解決策がないと、移動する権利が乗っている車いすによって左右されてしまうのは、いかがなものか。仕方ないで終わってしまう、会社の内規として、こういうことが書かれていたら差別なのかなと思う。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

「蓋然性」という表現は別の言葉を考える。4輪の電動車いすは身体障害者の補装具としての認定がない電動カートの分類になっている。そのため、電車やバスに乗れないのではと理解している。すべて電動カート扱いとして乗車できないという判断のようだが、個別の機種と見た場合、私たちでも判断が難しいと感じた。一般論として補装具としての4輪電動車いすは、公共交通機関での利用が可能であるが、(補装具として認められていない)4輪電動カートは公共交通機関での利用が認められていないと認識している。

荻野副会長

差別解消という視点で考えた時に当事者がどう受け止めていくか、当事者でも(補装具として認められている)車いすでないなら仕方ないよねと思う人もいる、一方、公共交通機関は極力最大限利用できるようにしていくのが基本にあるので、私としては乗れるものなら乗りたい。補助具を使って固定するなど手段があるのではないかと印象を受けた。

山梨委員

法律、条例があっても具体的に動く専用部署があるのに件数が伸びていないのはまだまだ周知が足りないのでは。個人的に差別解消条例の検討委員として参加していたので思い入れがある。精神障害者が家を借りる時、家賃保証が受けられなかったなど、私の周りでも部屋を借りるのをすごく苦労したという話は普通にある話である。しょうがないよねとあきらめてしまっている。なんとしても件数をあげる努力をしてほしい。

鈴木敏彦会長

全国的に件数は伸び悩んでいる。世田谷区は専門の相談員を配置、丁寧な対応をされており、よい仕組みがある。当事者、区民が知らないということでは意味がないので、区でももう少し知恵を絞ってほしい。

藤田委員

支援者からアンケートを取るのもよいではないか。困っているケースなどいっぱいあると思うので。

鈴木敏彦会長

支援者が差別事案について代弁することも必要、差別が常態化していることに対して支援者の気づきが大事だと思っている。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

周知が課題だという認識はしている。専門部会のご意見を伺いながら進めていく。

5. 世田谷区からの報告・協議事項

- (1) 障害者の地域生活支援機能の強化(国における地域生活支援拠点等の整備事業)モデル実施の状況について

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

資料5をもって報告とさせていただきます

鈴木敏彦会長

委員からの質問、意見はないか。

鈴木委員

チャットでの意見

私(障害当事者)の緊急時バックアップセンターに登録時における雑感と疑問

登録時のコーディネーター訪問の際に、特殊性がある為に、介助方法や車いすの操作方法を伝えようとしたところ遮るような発言がみられた。緊急時の際に現在本人が利用している事業所に一番先に問い合わせ、支援を依頼する等の発言がみられたがそれは本当なのか。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

バックアップセンター登録後、センター職員が訪問などで、生活状況、個別の介助方法など聞き取りをしていると認識している。緊急時、短期入所や専門サポーターのコーディネートを行っていく中で、実際に本人が慣れ親しんでいる施設やヘルパー事業所に対応できるか確認することもあると思っている。

鈴木敏彦会長

利用する側からの疑問が呈されたのでぜひとも前向きに解決の方法を探してほしい。

荻野副会長

私も登録はしたが、書類だけの登録かと思っていたら、後日電話があつて面談があると言われた。試行段階であっても事前に登録完了までのプロセスをお知らせしたほうがいい。また登録したという証明が何もない。登録証みたいなものがないとあまりにも実感がない。また、実際に介助する人は面談した人ではなく、丁寧に面談で聞き取った情報をどういう形で生かしていくのか、どういうふうにデータベース化していくのかよく分からない。面談に来られた人はセンターの意味とか役割の理解が弱いと印象を受けた。委託を受けた以上は受けた側の責任もある。連絡会など行いながらブラッシュアップしていく必要があるだろうと思っている。

中川委員

私は、世田谷区緊急時バックアップセンターの施設長を兼ねている。ご意見ありがとうございます。アセスメントのことになりますが、本来区からは聞き取りまでの話は及んでいなかった。私が、職員に、利用者が登録された以上、しっかり短期入所、専門サポーターにコーディネートする際にご本人情報をしっかり把握してつながらないといけないと伝えている。実際との違いにトラブルになるケースが相談支援をしていて多々ある。情報は、当日利用者には負担をかけないため、バックアップセンターとして施設に伝えられるものとして提供させていただく。実際、短期入所は本人像が分かるくらいの情報がないと受けてくれない受け皿の現状もある。つなぐ以上安全に過ごせる環境設定、またバックアップセンターからの紹介を次もまた受けようと思ってもらえるよう、そんな意図もありアセスメントで得た情報を使わせていただこうと思っている。登録件数が増えてきている。アセスメントも現在は9割程度行えているが、今後は全ての方のご自宅に訪問などで、細かい情報を収集するのは難しくなってくると思われる。試行の段階で検討していきたい。鈴木委員のご意見に対して、不快な思いをさせてしまい大変

申し訳なく思っている。職員にも教育をしていく。車いすの操作方法をバックアップセンターの職員が聞き取りしたことを、どう再現して短期入所や専門サポーターに説明していくかがまだ不明確なこともあり、今後事業所で検討していく。常勤3名、非常勤8名で24時間365日この事業を展開している。少ない人数の中でアセスメントを行い、ご本人たちに何かあった場合は命の安全、生活の安全が一定期間担保できるよう努力している。何かあればご意見をいただいて、事業の発展全区展開になった際はよりよいバックアップセンターとして機能できるように参考にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

鈴木敏彦会長

この事業の担い手からのご発言でした、ありがとうございました。

鈴木委員

私は言語障害が強くて、なかなか聞き取るのが難しいと思うのですが、それにしても面談にくる人は初めてお会いする方だった。行政のケースワーカーが同席することなど考えてくれればと思います。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

モデル実施期間なので細かなノウハウを蓄積している最中、本実施に向けて丁寧な対応を考えていなければならぬと感じている。また、バックアップセンター職員で十分に聞き取りができなかった場合は、区の職員と一緒に訪問するなど検討していく。

荻野副会長

私は緊急時でも在宅で生活することを第一希望で伝えているが、聞き取りに来た方はショートステイに行くこと前提にお話をしていたように感じた。荷物をまとめておいてくださいみたいな話があった。この人分かっていないのかなと思ってしまった。バックアップセンターの仕事はどこかのショートステイにつなげるのではなく、その人の希望する暮らしを続けていける環境整備をすることであることを強く思っています。

鈴木委員

わたしも同じように感じました。

鈴木敏彦会長

当事者の委員2人から同じ意見が出たことは、これからの期待を含めて、この意見を生かしてほしいと思います。

(2) 「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討状況について

資料6をもって報告とさせていただきます。

(3) 次期せたがやノーマライゼーションプランの策定に向けた検討状況について

資料7-1~2をもって報告とさせていただきます。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

これから皆様に2次意見を出していただくようになっておりますが、1次意見の現状と課題の部分で〇〇が不足しているという現状に取り組みは〇〇を増やすという意見があった。〇〇が不足していて、どういうことが起こっているのか、どういうことに困っているということを教えてほしいと思っています、よろしくお願いいたします。

6. 令和5年度世田谷区自立支援協議会活動スケジュール案

資料8をもって報告とさせていただきます。

7. その他

事務局

せたがやノーマライゼーションプランの二次意見は2月20日までに基幹までお寄せいただければと思います。また本日時間の関係で発言できなかった意見や質問がある方は基幹宛てにご連絡いただければ、区と協議して対応させていただきます。